

架空請求のハガキ等に要注意！

<相談事例1>

家族あてに訴訟着手発付通知を書かれたハガキが届いたが、心当たりがない。対処法はないのか。
(70代 男性)

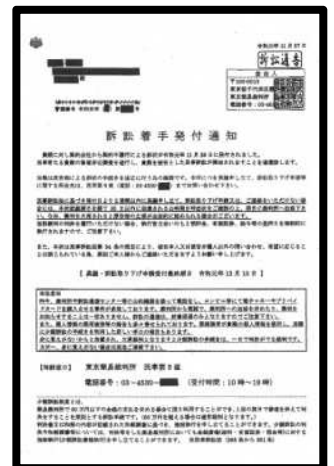
<相談事例2>

「以前契約していた会社で契約不履行があり裁判所に提訴された」とのハガキが届いた。詐欺なのか。
(80代 女性)

<アドバイス>

●利用していなければ連絡しない！

請求ハガキには「自宅へ出向く」「勤務先を調査」「執行官の立会いの下、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」「信用情報機関に登録」など不安をあおるような脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツ利用料金等を請求される場合もあります。請求ハガキ等を送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、請求ハガキ等に書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。



実際に送られてきた
架空請求ハガキ

●電話番号などの個人的な情報は知らせない！

請求ハガキ等が実際に届いているので、悪質事業者は名前と住所は知っていることとなります。また、電子メールやSMS（ショート・メッセージ・サービス）の場合では悪質事業者はメールアドレスや電話番号を知っていることとなります。新たに、個人的な情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。個人的な情報を知られないようにしてください。

●不安な時は消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。
消費者ホットライン☎1188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん